

改 正 後	現 行
第 1 編 地質調査業務標準仕様書 目次 第 1 章～第 8 章 （略） 第 1 章 総則 第 1101 条～第 1138 条 （略） 第 1139 条 保険加入の義務 1 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。 第 1140 条 （略） 第 2 章～第 8 章 （略） 第 2 編 測量業務等標準仕様書 目次 第 1 章～第 5 章 （略） 第 1 章 総則 第 2101 条～第 2138 条 （略） 第 2139 条 保険加入の義務 1 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。 第 2140 条～第 2142 条 （略） 第 2 章 路線測量 第 1 節～第 3 節 （略） 第 4 節 実測量 第 2210 条～第 2215 条 （略） （削る。）	第 1 編 地質調査業務標準仕様書 目次 第 1 章～第 8 章 （略） 第 1 章 総則 第 1101 条～第 1138 条 （略） 第 1139 条 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 （新設） 第 1140 条 （略） 第 2 章～第 8 章 （略） 第 2 編 測量業務等標準仕様書 目次 第 1 章～第 5 章 （略） 第 1 章 総則 第 2101 条～第 2138 条 （略） 第 2139 条 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 （新設） 第 2140 条～第 2142 条 （略） 第 2 章 路線測量 第 1 節～第 3 節 （略） 第 4 節 実測量 第 2210 条～第 2215 条 （略） 第 2216 条 伐開 伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。

第 5 節　用地測量	第 5 節　用地測量
第 2216 条・第 2217 条　（略）	第 2217 条・第 2218 条　（略）
第 6 節　構造物設置箇所の測量	第 6 節　構造物設置箇所の測量
第 2218 条　（略）	第 2219 条　（略）
第 7 節　残土処理箇所の測量	第 7 節　残土処理箇所の測量
第 2219 条　（略）	第 2220 条　（略）
第 8 節　その他箇所の測量	第 8 節　その他箇所の測量
第 2220 条・第 2221 条　（略）	第 2221 条・第 2222 条　（略）
第 9 節　伐開	（新設）
第 2222 条　伐開 伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。	（新設）
第 3 章　山地治山等測量	第 3 章　山地治山等測量
第 1 節～第 10 節	第 1 節～第 10 節
第 11 節　伐開	（新設）
第 2347 条　伐開 伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。	（新設）
第 4 章・第 5 章（略）	第 4 章・第 5 章（略）
第 3 編　設計業務等標準仕様書	第 3 編　設計業務等標準仕様書
目次	目次
第 1 章～第 8 章　（略）	第 1 章～第 8 章　（略）
第 1 章　総則	第 1 章　総則
第 3101 条～第 3136 条　（略）	第 3101 条～第 3136 条　（略）
第 3137 条　保険加入の義務	第 3137 条　保険加入の義務
1　受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2　受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	
第 3138 条　（略）	（新設）
第 2 章～第 4 章　（略）	第 3138 条　（略）
第 5 章　治山施設点検業務	第 2 章～第 4 章　（略）
第 3501 条～第 3503 条　（略）	第 5 章　治山施設点検業務
第 3504 条　報告書の作成	第 3501 条～第 3503 条　（略）
	第 3504 条　報告書の作成

調査結果は、次の各号に掲げる図表等に取りまとめ、報告するものとする。

(1) 「治山施設 現地点検チェックシート」

(2) ～ (4) (略)

第6章～第8章 (略)

附 則 この通知は、令和7年4月1日から適用する。

調査結果は、次の各号に掲げる図表等に取りまとめ、報告するものとする。

(1) 「治山施設 点検調査シート」

(2) ～ (4) (略)

第6章～第8章 (略)